



区割りパターン作成の考え方

区	対象区域	人口(人)	面積(km ²)	各区域設定の考え方
1区	新潟市北地区事務所所管区域、豊栄市	77,858	107.85	●阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての、歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区とした。
2区	新潟市東地区事務所所管区域、中地区事務所所管区域、南地区事務所所管区域の一部(鳥屋野地区)	193,130	52.66	●新潟市の区域のうち、新潟駅周辺の一体性と、駅・港・空港という機能の結びつきや、市街地の連続性を考慮して一つの区とした。 ●南地区事務所所管区域の分割については、鳥屋野地区と曾野木地区との界を境界とした。
3区	新潟市中央地区、坂井輪地区事務所所管区域	158,169	31.97	●新潟市の区域のうち、信濃川以西でJR越後線および国道116号の結びつきを考慮して一つの区とした。
4区	新潟市石山地区事務所所管区域、南地区事務所所管区域の一部(曾野木地区、両川地区) 横越町、亀田町	123,780	89.78	●亀田郷という歴史的・地縁的つながりを考慮して一つの区とした。
5区	新津市、小須戸町	76,314	95.19	●小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、旧中蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区とした。
6区	新潟市黒埼支所所管区域、白根市、味方村、月潟村、中之口村	81,024	146.67	●信濃川以西の区域のうち、「大野郷」と「白根郷」の結びつきを考慮して一つの区とした。
7区	新潟市西地区事務所所管区域、岩室村、西川町、湯東村	69,208	125.83	●現西蒲原郡のまとまりと新潟市西地区事務所所管区域のJR越後線および国道116号での結びつきを考慮して一つの区とした。
合計		779,483	649.95	

区割りパターン作成の考え方

区	対象区域	人口(人)	面積(km ²)	各区域設定の考え方
1区	新潟市北地区事務所所管区域、豊栄市	77,858	107.85	●阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての、歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区とした。
2区	新潟市東地区事務所所管区域の一部(木戸地区、大形地区)、中地区事務所所管区域	101,496	35.39	●新潟市の区域のうち、信濃川以東で古くからの中心地から東側に伸展した市街地のまとまりを考慮して一つの区とした。 ●東地区事務所所管区域の分割については、明瞭な地形・地物である栗ノ木川を境界とした。
3区	新潟市中央地区、東地区事務所所管区域の一部(沼垂地区)、南地区事務所所管区域の一部(鳥屋野地区)	158,485	27.27	●新潟市の区域のうち、古くからの中心地である中央地区および沼垂地区に加え、新市の中心部としての一体性を考慮し、県庁周辺の鳥屋野地区を含めて一つの区とした。 ●南地区事務所所管区域の分割については、鳥屋野地区と曾野木地区との界を境界とした。
4区	新潟市石山地区事務所所管区域、南地区事務所所管区域の一部(曾野木地区、両川地区) 横越町、亀田町	123,780	89.78	●亀田郷という歴史的・地縁的つながりを考慮して一つの区とした。
5区	新津市、小須戸町	76,314	95.19	●小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、旧中蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区とした。
6区	新潟市西地区事務所所管区域、坂井輪地区事務所所管区域、黒埼支所所管区域	157,558	88.94	●新潟市の区域のうち、信濃川以西の中央地区を除いた区域で、JR越後線や国道116号などの道路のつながりを考慮して一つの区とした。
7区	白根市、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村、中之口村	83,992	205.53	●信濃川以西で、一部事務組合の設置などによるつながりと、現西蒲原郡としてのまとまりを考慮して一つの区とした。
合計		779,483	649.95	